

定 款

令和06年6月26日変更

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社DNAチップ研究所と称し、英文名は、DNA Chip Research Inc.とする。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。

- (1) ゲノム情報の収集、受託解析および関連技術の開発
- (2) DNAチップ、バイオテクノロジー関連理化学機器、ソフトウェアおよび関連機器の販売
- (3) 医療機器および体外診断用医薬品の製造販売
- (4) 臨床検査の受委託業務
- (5) 知的財産権の取得、保有、運用、管理
- (6) 市場調査受託業務
- (7) 労働者派遣事業
- (8) 前記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を神奈川県川崎市におく。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子広告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

01-01-01

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、10,080,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株総数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人をおく。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員数)

- 第17条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、5名以内とする。
- 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第18条 取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第19条 取締役の任期は、監査等委員である取締役については選任後2年以内、監査等委員以外の取締役については選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって監査等委員以外の取締役の中から代表取締役を選定する。取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集および決議)

第23条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(監査等委員会規則)

第26条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役への業務執行の決定の委任)

第28条 当会社は、重要な業務執行の決定の全部または一部を、法令で定められた範囲内で、取締役会の決議によりに委任することができる。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によつて免除することができる。

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第30条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第31条 当会社は、余剰金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第32条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。また、当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第33条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

- 1 現行定款第3条（本店の所在地）の変更については、2024年12月1日から効力を生ずるものとする。
- 2 本附則は、2025年3月1日後に削除する。

以上